

(様式第2号)

平成21年度第5回芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	平成22年3月23日(火) 15:00~18:45
会場	北館4階 第7会議室
出席者	芦屋市景観認定審査会 会長 荏原 明則 委員 山下 淳, 花田 佳明, 宮前 保子 事務局 都市計画課主幹 東 実 都市計画課主査 鹿嶋 一彦 都市計画課課員 柴田 陽子, 神足 雄太
(事務局)	都市環境部都市計画課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物の計画の認定審査について

- ・ 共同住宅(業平町10番)
- ・ 診療所・店舗付共同住宅(大原町56番, 56番8)
- ・ 店舗(公光町15番, 15番3)
- ・ 老人福祉施設等(陽光町5番6)
- ・ 共同住宅(月若町51番2, 47番5)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

(1) 大規模建築物の景観地区内における建築物の計画の認定審査について

計画地を現地視察後, それぞれの案件について下記のとおり審議を行った。

ア 共同住宅(業平町10番)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容, 景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。なお, 下記について事業者において配慮されるよう求め

ます。

- ・ 広告スペースについては、周辺の住宅地の落ち着きと調和したデザインとなるよう十分配慮すること。

イ 診療所・店舗付共同住宅（大原町56番，56番8）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

ウ 店舗（公光町15番，15番3）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

エ 老人福祉施設等（陽光町5番6）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局より説明を行い，審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。なお，下記について事業者において配慮されるよう求めます。

- ・ 計画地周辺は更地が多く残っており，先行して開発される今回の建築物は，この地区の今後の良好な景観形成に寄与するようなデザインとなるよう十分配慮すること。

オ 共同住宅（月若町51番2，47番5）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容，景観配慮方針について事務局

より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

1月18日から3月22日までの認定状況について報告を行なった。

(3) その他

次回の開催は4月26日15時からとする。5月以降の開催日程は今年度同様月曜を中心に調整を行う。